

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年 7 月 7 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600228号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1600025号

第1 結論

昭和57年4月から平成2年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年4月から平成2年9月まで

私は、会社を退職した後の昭和57年5月頃に市役所で夫と私の国民年金の加入手続きを行い、そのときに、夫の国民年金保険料については、遡って納付した期間は記憶にないが、私の国民年金保険料については、1、2か月分遡って納付した。それ以降については、夫名義の預金口座から毎月二人分の国民年金保険料を口座振替で納付していたと思う。請求期間の国民年金保険料が未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、請求者の夫と連番で払い出されており、請求者の被保険者資格の取得に係る処理日、当該記号番号前後の被保険者の資格取得日及びその国民年金保険料の納付日から、平成4年11月頃に払い出されたと推認でき、請求者の国民年金の加入手続きはこの頃に行われたと考えられることから、昭和57年5月頃に国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたとする請求者の主張と符合しないほか、上記加入手続き時点では、請求期間の保険料は時効により納付することができない上、請求者の夫も請求期間は国民年金保険料が未納である。

また、戸籍の附票によれば、請求者は、請求期間前から現在まで同一市内に居住していることから、上記記号番号とは別の記号番号が請求者に払い出されていたとは考え難い上、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても上記記号番号とは別の記号番号を確認することはできない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。